○外務省告示第三百二十四号

平成二十二年六月二十三日にプノンペンで、ネアックルン橋梁（りょう）建設計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がカンボジア王国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　ネアックルン橋梁（りょう）建設計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与の限度額　百十九億四千万円

3　贈与の供与期限　平成二十九年十二月三十一日まで

4　署名者

日　本　側　黒木雅文在カンボジア大使

カンボジア側　ハオ・ナムホン副首相兼外務・国際協力大臣

平成二十二年七月五日

外務大臣　岡田　克也

○外務省告示第三百二十五号

平成二十二年六月二十三日にプノンペンで、人材育成奨学計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がカンボジア王国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　人材育成奨学計画を実施するために必要な役務の購入

2　贈与の限度額　三億六百万円

3　贈与の供与期限　平成二十七年十二月三十一日まで

4　署名者

日　本　側　黒木雅文在カンボジア大使

カンボジア側　ハオ・ナムホン副首相兼外務・国際協力大臣

平成二十二年七月五日

外務大臣　岡田　克也

○国税庁告示第二十号

行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令（平成十二年政令第四十一号）第十三条第三項第二号の規定に基づき、国税庁の保有する行政文書の開示に係る手数料の納付を事務所において現金ですることができる事務所を定める件（平成十三年国税庁告示第三号）の一部を次のように改正する。

平成二十二年七月五日

国税庁長官　加藤　治彦

小樽税務署の項中「富岡一丁目十六番一号」を「港町五番二号　小樽地方合同庁舎」に改め、網走税務署の項中「東六丁目八番地」を「東五丁目九番地」に改め、江差税務署の項中「橋本町八十四番地」を「姥神町百六十七番地一　江差地方合同庁舎」に改め、山形税務署の項中「本町一丁目四番二十七号　ジブラルタ生命山形ビル内」を「大手町一番二十三号」に改め、大森税務署の項中「大田区中央七丁目四番十八号」を「品川区南大井六丁目二十六番二号　大森ベルポートB館」に改め、相模原税務署の項中「相模原市富士見」を「相模原市中央区富士見」に改め、鰍沢税務署の項中「南巨摩郡富士川町鰍沢」に改め、多治見税務署の項中「音羽町一丁目三十五番地」を「白山町一丁目二十九番地の一」に改め、藤枝税務署の項中「二番三十三号」を「三十六番十七号」に改め、西条税務署の項中「昭和町十六番八号」を「栄町七番六十四号」に改め、加治木税務署の項中「姶良郡」を「姶良市」に改める。

○国税庁告示第二十一号

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行令（平成十五年政令第五百四十八号）第十八条第三項第二号の規定に基づき、国税庁の保有する個人情報の開示請求に係る手数料の納付を事務所において現金ですることができる事務所を定める件（平成十七年国税庁告示第八号）の一部を次のように改正する。

平成二十二年七月五日

国税庁長官　加藤　治彦

小樽税務署の項中「富岡一丁目十六番一号」を「港町五番二号　小樽地方合同庁舎」に改め、網走税務署の項中「東六丁目八番地」を「東五丁目九番地」に改め、江差税務署の項中「橋本町八十四番地」を「姥神町百六十七番地一　江差地方合同庁舎」に改め、山形税務署の項中「本町一丁目四番二十七号　ジブラルタ生命山形ビル内」を「大手町一番二十三号」に改め、大森税務署の項中「大田区中央七丁目四番十八号」を「品川区南大井六丁目二十六番二号　大森ベルポートB館」に改め、相模原税務署の項中「相模原市富士見」を「相模原市中央区富士見」に改め、鰍沢税務署の項中「南巨摩郡富士川町鰍沢」に改め、多治見税務署の項中「音羽町一丁目三十五番地」を「白山町一丁目二十九番地の一」に改め、藤枝税務署の項中「二番三十三号」を「三十六番十七号」に改め、西条税務署の項中「昭和町十六番八号」を「栄町七番六十四号」に改め、加治木税務署の項中「姶良郡」を「姶良市」に改める。

○文部科学省告示第百十五号

平成二十二年度就学義務猶予免除者等の中学校卒業程度認定試験の施行期日、場所及び出願の期限を次のように定めたので、就学義務猶予免除者等の中学校卒業程度認定規則（昭和四十一年文部省令第三十六号）第四条第一項の規定により告示する。

平成二十二年七月五日

文部科学大臣　川端　達夫

一　施行期日

平成二十二年十一月二日（火）

二　場所

（都道府県）	（試験場となる施設の名称）	（試験場となる施設の位置）
北海道	北海道庁別館	札幌市中央区北三条西七丁目
青森県	青森県教育庁	青森市新町二丁目三番一号
岩手県	岩手県立総合教育センター	花巻市北湯口第二地割八二番一
宮城県	宮城県庁	仙台市青葉区本町三丁目八番一号
秋田県	秋田県庁第二庁舎	秋田市山王三丁目一番一号
山形県	山形県庁	山形市松波二丁目八番一号
福島県	杉妻会館	福島市杉妻町三番四五号
茨城県	茨城県庁	水戸市笠原町九七八番六
栃木県	栃木県庁研修館	宇都宮市塙田一丁目一番二〇号
群馬県	群馬県庁舎	前橋市大手町一丁目一番一号
埼玉県	埼玉県県民健康センター	さいたま市浦和区仲町三丁目五番一号
千葉県	千葉県庁新都市ビル	千葉市中央区中央四丁目一三番二八号
東京都	東京都教職員研修センター	文京区本郷一丁目三番三号
神奈川県	かながわ県民センター	横浜市神奈川区鶴屋町二丁目二四番二号
新潟県	新潟県庁	新潟市中央区新光町四番地一
富山県	富山県庁	富山市新総曲輪一番七号
石川県	石川県立生涯学習センター	金沢市広坂二丁目一番一号
福井県	福井県庁	福井市大手三丁目一七番一号
山梨県	山梨県庁	甲府市丸の内一丁目六番一号
長野県	長野県庁議会棟	長野市大字南長野字幅下六九二番地の二
岐阜県	岐阜県総合教育センター	岐阜市薮田南五丁目九番一号
静岡県	静岡県教育会館	静岡市葵区駿府町一番一二号
愛知県	愛知県総合教育センター	愛知郡東郷町大字諸輪字上鉾六八番地
三重県	三重県庁講堂棟	津市広明町一三番地
滋賀県	滋賀県大津合同庁舎	大津市松本一丁目二番一号
京都府	京都府教育庁	京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町
大阪府	大阪府立労働センター	大阪市中央区北浜東三番一四号
兵庫県	兵庫県職員会館	神戸市中央区下山手通四丁目一八番二号
奈良県	奈良県庁	奈良市登大路町三〇番地
和歌山県	和歌山県立情報交流センタービッグ・ユー	田辺市新庄町三三五三―九
鳥取県	鳥取県庁第二庁舎	鳥取市東町一丁目二七一番地
島根県	島根県庁会議棟	松江市殿町一番地
岡山県	西村ビル	岡山市北区内山下二丁目一番一二号
広島県	広島県庁南館	広島市中区基町一〇番五二号
山口県	山口県庁	山口市滝町一番一号
徳島県	徳島県立総合教育センター	板野郡板野町犬伏字東谷一番地七号
香川県	香川県庁天神前分庁舎	高松市天神前六番一号
愛媛県	愛媛県庁	松山市一番町四丁目四番地二
高知県	高知県教育センター分館	高知市大原町一三二番地
福岡県	福岡県吉塚合同庁舎	福岡市博多区吉塚本町一三番五〇号
佐賀県	財団法人佐賀県青年会館	佐賀市日の出一丁目二一番五〇号
長崎県	長崎県庁新別館	長崎市江戸町二番一三号